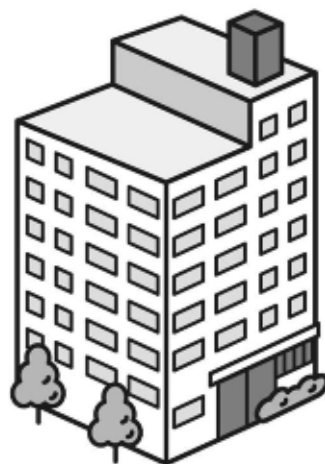


「景観デザイン会議」の実施について

より良い景観の形成を推進するため、一定規模以上の建築行為等において
令和6年4月から「景観デザイン会議」を実施します。

1 目的

本市の良好な景観の形成を推進するため、事業の計画段階で事業者が市との事前協議を行うにあたり、景観デザイン会議を行うことで、専門家（景観専門監）による意見を踏まえ、地域と調和し、その特性に応じた景観形成の誘導を図るものです。



2 概要

- 対象：①景観法に基づく建築物の届出対象行為のうち、建築物の高さ10m超又は建築面積3,000㎡超の大型建築物の建築行為
- ②都市景観形成地区内の行為
- ③景観協定内の行為
(景観団体から依頼があった場合のみ)

○協議時期：計画段階において、協議結果の反映が可能な時期

○協議方法：事業者から景観デザインアドバイス依頼書の提出（①においては事前協議書の提出のみ）を受け、景観デザイン会議にて景観専門監による専門的助言により、市から助言・指導をいたします。

○協議項目：建築物・工作物等の位置、規模、意匠、色彩、材料、植栽、照明等
屋外広告物の規模、数量、意匠、色彩、表示位置、表示方法等



3 実施体制

「景観デザイン会議」は、「一宮市景観デザインアドバイス制度実施要綱」に基づき行われ、景観専門監と市担当課で構成されています。

4 導入スケジュール

令和6年4月1日以降に①、②、③の届出等を提出された行為に対し、景観デザイン会議を実施します。

